

議員提出議案第1号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年2月27日提出

提出者

亀山市議会議員 宮崎勝郎

賛成者

亀山市議会議員 中村嘉孝

同 尾崎邦洋

〃 前田耕一

〃 小坂直親

〃 竹井道男

〃 大井捷夫

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会規則第 号

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第76条・第77条）」を「第9節 公聴会及び参考人（第76条—第82条）」に、「第78条—第81条」を「第85条—第88条」に、「第82条—第98条」を「第89条—第105条」に、「第99条・第100条」を「第106条・第107条」に、「第101条—第100条」を「第108条—第117条」に、「第111条・第112条」を「第118条・第119条」に、「第113条—第123条」を「第120条—第130条」に、「第124条—第130条」を「第131条—第137条」に、「第131条—第135条」を「第138条—第142条」に、「第136条—第143条」を「第143条—第150条」に、「第144条—第149条」を「第151条—第156条」に、「第150条」を「第157条」に、「第151条」を「第158条」に、「第152条」を「第159条」に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第126条」を「第133条」に改める。

第9章中第152条を第159条とする。

第8章中第151条を第158条とする。

第7章中第150条を第157条とする。

第6章中第149条を第156条とし、第145条から第148条までを7条ずつ繰り下げる。

第144条第2項中「第100条第2項」を「第107条第2項」に改め、同条を第151条とする。

第5章中第143条を第150条とし、第136条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第135条を第142条とし、第131条から第134条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第130条を第137条とし、第124条から第129条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第123条を第130条とし、第113条から第122条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第112条を第119条とし、第111条を第118条とする。

第2章第4節中第110条を第117条とし、第101条から109条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第100条を第107条とし、第99条を第106条とする。

第2章第2節中第98条を第105条とし、第93条から第97条までを7条ずつ繰り下げる。

第92条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第99条とする。

第91条を第98条とし、第82条から第90条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第81条を第88条とし、第78条から第80条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第77条を第84条とし、第76条を第83条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第76条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、

その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第79条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第80条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 8 2 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

別表中「第 1 5 0 条」を「第 1 5 7 条」に改め、同表に次のように加える。

議会改革推進 会議（検討部 会を含む。）	継続的に議会改 革を推進するた め、調整及び研 究等を行うこ と。	会員又は部会員	会長又は 部会長
広聴広報委員 会	議会の広聴及び 広報に関し、協 議又は調整を行 うこと。	広聴広報委員	委員長

附 則

この規則は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定については、同年 4 月 1 日から施行する。